

平 1 1 第 1 0 1 号

平成12年3月13日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市福祉調整委員会

委員 松原 康雄

委員 大澤 隆

委員 橋本 宏子

委員 岡上 和雄

委員 岩田 恭子

委員 五味 登志江

委員 佐藤 幸男

保育所保留児童の早期解消に向けて（提言）

平成11年中に横浜市福祉調整委員会が受けた市民からの苦情相談のなかで、次のような顕著な傾向がありました。これを踏まえて、委員会において種々検討を重ねてまいりましたので、その経過を報告するとともに、施策の推進について提言します。

最近、保育所入所にかかわる苦情が多く寄せられます。苦情の内容は、特に3歳児の入所の保留に関するものが目立っており、例えば

横浜保育室で、3歳になったら退園せざるを得なくなった。認可に入れず、横浜保育室で3歳児に助成がないのは公平を欠く。

年度途中の入所ができなかった。年齢定員の持ち上がりで新規募集枠がない。

兄弟姉妹を同じ保育所に通わせたいのに、一方が入れなかった。

などの声がありました。

横浜市では、保育保留児童の顕著な増加に対応するため、平成9年に「緊急保育計画」を策定し、認可保育所の整備及び横浜保育室の制度化を2本柱として、特に保留が多い低年齢児を重点に受け皿の整備を進めており、保留児童数の増加に一定の歯止めがかかりました。しかしなお1600余人の保留児童があり、全国の自治体で最も多い現状にあって、子育てをしながら働き続ける市民にとっては切実です。

併せて、量的な整備だけでなく保育ニーズの多様化（延長保育、夜間保育、一時保育、休日保育、その他子育て支援）に対応し、選択できる保育資源が多角的に用意されなければ、問題の解決にはなりません。

保留児童の解消のためには、まず認可保育所の計画的な整備が基本になることは言うまでもありません。そのための認可保育所の新設及び増改築、民間保育所の誘致、既設保育所の定員見直し等を推進し、受け入れ枠の拡大にさらに力を入れていただきたいと思います。しかしながら、認可の整備だけでは、要保育児童の増加と保育ニーズの多様化に追いつかないのも現実です。全てのニーズを認可保育所だけで満たすのは現実的ではありません。

そこで、保育保留児童の早期解消に向けて、次のような取り組みを検討し進められるよう提言いたします。

提 言

- 1 保留児童の6割を占める3歳未満児を重点とした緊急保育計画を推進することと併せて、なお400人余の保留がある3歳児について、継続して保育を受けられること、また3歳からの途中入所を可能とするような対策を講じることを検討してください。
- 2 横浜保育室は、民間の保育資源を有効に活かした市独自の制度として評価されています。緊急対策として、3歳未満児に特化した助成制度であることは理解しますし、この度国の規制緩和によって一部が認可保育所へ移行することも想定されます。
しかし、認可の整備が揃わないなかで、また今後なお多様化する保育ニーズに対応するためには、このような民間の保育資源を積極的かつ柔軟に活用して、保育の質を担保しつつ、就学前までの一貫した保育サービスを提供できるような支援の仕組みを検討してください。
- 3 保育施設は、全市のトータルな受け入れ枠が充足されても、身近に利用できなければ意味がありません。全市及び区別の整備計画だけでなく、各地域（利用圏）ごとのニーズをきめ細かく考慮して、認可保育所と横浜保育室等を組み合わせ、使い勝手の良いサービスの地域配置を図るよう配慮してください。
- 4 認可保育所の入所決定基準について、情報提供への不満や決定過程への疑問の声が寄せられます。現行の市の統一基準（保育所入所承諾基準）では個別の優先順位づけが容易でないため、各区で実施細目を設けていますが、各区まちまちで必ずしも明確になっていません。市の入所決定基準を見直して、誰もが納得できる細目基準を設定し、就労事情等に応じた保育の必要度が公平に判断できるようにするとともに、必要な保育情報が十分に市民に提供されるよう手続きの改善を図ってください。

平成11年度 提言のもととなった苦情申立て事例

申立ての趣旨	きょうだい別々の保育所にしか入ることができなかったが、自宅に近い同じ保育所に通わせたい。また、横浜保育室には3歳までしか預けられないことにも不満である。
調査・調整結果	『保育所入所基準』でAランクに該当しないと入所決定が難しかった状況を伝え、申立人は就労することは決まっていたが申請段階では就労していなかったため、ランクが下がり保留になってしまったことを伝えた。申立人が希望していた横浜保育室は3歳児以上の受け入れ体制がなかったが、全体の7割の保育室で3歳児以上の受け入れを行っていることを説明した。

申立ての趣旨	第1子は認可保育所に、第2子は横浜保育室に通っている。以前は2人とも同じ保育室に通っていたが、入所途中で横浜保育室になり、3歳児の保育がなくなってしまった。以前から通っていた施設が、横浜保育室制度の開始により3歳未満児のみを対象とすることになってしまい、かえって不利益を受けた。
調査・調整結果	横浜保育室は3歳未満児の保育需要が特に高いことから設けられた制度であることを説明し、理解を求めた。

申立ての趣旨	3歳になる子どもの保育所の申請を区役所にしたところ、希望の公立保育所は3歳児の募集枠は0と言われた。2歳児で20人募集し、そのまま持ち上がるため、3歳児の募集がない。
調査・調整結果	募集人数は流動的で確定することが難しいこと、市の緊急保育計画では3歳未満児を救済することを第一と考えていることを説明した。 福祉局の所管課に対し、横浜保育室、家庭保育福祉員利用者が継続して保育を受けられるよう早急に対策を立てることと区所管課で保育所入所案内頒布時に年齢別定員枠を案内するよう申し入れた。

市の対応

市では、横浜保育室に入所している児童について、平成12年度以降、3歳児に対しても、暫定的な助成がされることになった。より公正・公平な視点で保育所入所基準が見直されるとともに、緊急保育計画の推進や、その後「子育て支援事業本部」の設置により、引き続き保育所の新增設等による定員増を図ることで保留児童の解消を目指している。